

平成24年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名: 土木部

H25.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
1	土木部	監理課	H24.4.2	建設業情報管理システム電算処理業務	システム基本料 @52,500円/月 建設業許可電算 処理料 @2,100円/件 経営事項審査電 算処理料 @670円/件	東京都中央区築地2丁目11 番24号 財団法人 建設業情報管理 センター 理事長 松井 邦彦	建設業者の許可及び経営事項審査に係るシステム(電算処理業務)を開発・運営・管理しているのは、一般財団法人建設業情報管理センターのみで、他に同様のシステムを扱っている業者はいない。 なお、国及び他都道府県も本県同様に、同センターと随意契約により実施している。(全国統一単価を採用)	第167条の2 第1項第2号
2	土木部	監理課	H24.4.12	経営事項審査等業務委託	4,182,706	長崎市桜町3番12号 長崎県行政書士会 会長 森田 忠幸	平成25年4月から入札とすることを前提に、クリアすべき課題について今年度検討する。  [入札へ移行する際の検討項目] ・現在の「委任」から「請負」となることから、諸経費が新たに見込まれ、委託料が割高となる可能性がある ・成果物の検収方法についての検討が必要 ・審査実施前に職員等による研修が必要(期間については債務負担行為を活用し契約することでクリアできる)  また、直営で実施する場合は、年間実審査日数が95日(H23実績)であることから、他業務との調整も図っていく。	第167条の2 第1項第2号
3	土木部	建設企画課	H24.4.2	工事实績情報サービス及び測量調査設計業務実績情報サービス利用	2,362,500	東京都港区赤坂7-10-20 一般財団法人 日本建設情報総合センター 理事長 門松 武	本サービスは、(財)日本建設情報総合センターだけが提供しているため。	第167条の2 第1項第2号

平成24年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名: 土木部

H25.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
4	土木部	建設企画課	H24.4.2	公共事業技術情報システム運用管理業務委託	11,025,000	長崎市栄町5-11 株式会社 NDKCOM 代表取締役 中野 一英	システムの著作権及びプログラムソースを保有しているため。	第167条の2 第1項第2号
5	土木部	建設企画課	H24.4.2	工事執行管理・業者管理システム維持管理業務委託	3,562,650	長崎市万才町7-1 日本電気株式会社 長崎支店 支店長 佐藤 誠治	システムの著作権及びプログラムソースを保有しているため。	第167条の2 第1項第2号
6	土木部	建設企画課	H24.4.2	公共事業技術情報システム維持管理業務委託	2,373,000	長崎市栄町5-11 株式会社 NDKCOM 代表取締役 中野 一英	システムの著作権及びプログラムソースを保有しているため。	第167条の2 第1項第2号
7	土木部	建設企画課	H24.4.2	土木工事積算システム維持管理業務委託	30,030,000	長崎市出来大工町36 扇精光株式会社 代表取締役 扇 健二	システムの著作権及びプログラムソースを保有しているため。	第167条の2 第1項第2号
8	土木部	建設企画課	H24.4.2	プログラムサポートサービス契約	2,362,500	東京都港区赤坂7-10-20 一般財団法人 日本建設情報総合センター 理事長 門松 武	システムの著作権及びプログラムソースを保有しているため。	第167条の2 第1項第2号

平成24年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名: 土木部

H25.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
9	土木部	建設企画課	H24.4.6	総合評価落札方式補助システム改修業務委託	6,300,000	長崎市栄町5-11 株式会社 NDKCOM 代表取締役 中野 一英	システムの著作権及びプログラムソースを保有しているため。	第167条の2 第1項第2号
10	土木部	建設企画課	H24.4.13	委託業務電子成果品登録保管業務委託	7,100,100	大村市池田2-1311-3 財団法人 長崎県建設技術 研究センター 理事長 中村 正	委託業務電子成果品は、工事の発注を行うまでは公開していない工事情報(計画図・用地買収図等)や個人情報(個人の登記簿等)が含まれているとともに当該業務の発注までは未成熟な情報であることから、本業務は高い守秘性を要するものである。(財)長崎県建設技術研究センターは、行政の代行機関としての信頼が向け高い守秘性が確保できるとともに継続的且つ確実に業務を遂行できる機関であり、当センター以外に業務を委託できる相手はいない。	第167条の2 第1項第2号
11	土木部	建設企画課	H24.4.20	土木部職員等専門研修業務委託	9,999,150	大村市池田2-1311-3 財団法人 長崎県建設技術 研究センター 理事長 中村 正	(財)長崎県建設技術研究センターは、長崎県が委託している土木部職員等専門研修以外にも、県、市職員及び業者を対象に土木関係の研修を行っており、県内で唯一土木職員研修を行うためのノウハウを有しているため。	第167条の2 第1項第2号
12	土木部	新幹線事業対策室(新幹線用地事務所)	H24.4.2	事務所の使用料	4,774,800	大村バスターミナル(株)	庁舎等不動産の賃貸借で相手方が特定されるもの	第167条の2 第1項 第2号

平成24年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名: 土木部

H25.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
13	土木部	都市計画課	H24.5.25	都市計画の見直しに関する基礎調査委託 (江迎都市計画区域・佐世保市)	2,095,800	佐世保市八幡町1-10 佐世保市長 朝長 則男	基礎調査は都市計画法第6条に規定され県が行うものと定められているが、市町へ委託して市町の負担も求め、かつ現地に精通し必要な基礎資料を多く保有する市町へ委託することで、調査の精度や効率の向上が図られ、この調査を基に市町が定める都市計画への反映が適切かつ効率的に行うことができるため。	第167条の2 第1項 第2号
14	土木部	都市計画課	H24.5.25	都市計画の見直しに関する基礎調査委託 (江迎都市計画区域・平戸市)	1,502,025	平戸市岩の上町1508-3 平戸市長 黒田 成彦	基礎調査は都市計画法第6条に規定され県が行うものと定められているが、市町へ委託して市町の負担も求め、かつ現地に精通し必要な基礎資料を多く保有する市町へ委託することで、調査の精度や効率の向上が図られ、この調査を基に市町が定める都市計画への反映が適切かつ効率的に行うことができるため。	第167条の2 第1項 第2号
15	土木部	都市計画課	H24.5.25	都市計画の見直しに関する基礎調査委託 (大村都市計画区域・大村市)	7,054,950	大村市玖島1-25 大村市長 松本 崇	基礎調査は都市計画法第6条に規定され県が行うものと定められているが、市町へ委託して市町の負担も求め、かつ現地に精通し必要な基礎資料を多く保有する市町へ委託することで、調査の精度や効率の向上が図られ、この調査を基に市町が定める都市計画への反映が適切かつ効率的に行うことができるため。	第167条の2 第1項 第2号
16	土木部	都市計画課	H24.5.25	都市計画の見直しに関する基礎調査委託 (郷ノ浦都市計画区域・壱岐市)	1,715,175	壱岐市郷ノ浦町本村触562 壱岐市長 白川 博一	基礎調査は都市計画法第6条に規定され県が行うものと定められているが、市町へ委託して市町の負担も求め、かつ現地に精通し必要な基礎資料を多く保有する市町へ委託することで、調査の精度や効率の向上が図られ、この調査を基に市町が定める都市計画への反映が適切かつ効率的に行うことができるため。	第167条の2 第1項 第2号

平成24年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名: 土木部

H25.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
17	土木部	都市計画課 (長崎鉄道高架 整備事務所)	H24.6.26	早岐駅周辺整備事業 に伴う佐世保線早岐 駅構内39k462m付近 稗田第一踏切拡幅工 事の施行に伴う平成 24年度実施協定	28,120,000	福岡市博多区博多駅前三丁 目25番21号 九州旅客鉄道株式会社 代表取締役社長 唐池恒二	本業務は、早岐駅周辺整備事業に伴い稗田第一踏切の拡幅工事を行うものであるが、工事の対象となる本線の施設管理者は九州旅客鉄道株式会社であり、列車の安全運行確保の観点等から、施工条件を決定する権限が九州旅客鉄道株式会社にあるため。 業務を実施するうえで、列車の営業運転を行っている鉄道事業用地内への立入りが必要であり、列車の安全運行の確保及び作業員の安全確保が必要であるため。 以上の2点を考慮すると九州旅客鉄道(株)のみが唯一の委託できる相手方である。	第167条の2 第1項第2号
18	土木部	都市計画課 (長崎鉄道高 架整備事務 所)	H25.3.12	佐世保線早岐駅 構内東西連絡通 路新設工事の施 行に伴う平成24 年度実施協定	1,215,690	福岡市博多区博多駅前 3-25-21 九州旅客鉄道株式会社 代表取締役社長 唐池 恒二	本業務は、早岐駅周辺整備事業に伴いJR早岐駅構内を跨ぐ東西連絡通路の施工を行うものであるが、工事の対象となる本線の施設管理者は九州旅客鉄道株式会社であり、列車の安全運行確保の観点等から、施工条件を決定する権限が九州旅客鉄道株式会社にあるため。 業務を実施するうえで、列車の営業運転を行っている鉄道事業用地内への立入りが必要であり、列車の安全運行の確保及び作業員の安全確保が必要であるため。 以上の2点を考慮すると九州旅客鉄道(株)のみが唯一の委託できる相手方である。	第167条の2 第1項第2号
19	土木部	道路維持課	H24.4.1	道路交通情報業務委 託	14,148,750	(財)日本道路交通情報セン ター 理事長 城處 求行	(財)日本道路交通情報センターは、全国の道路交通情報を収集・分析・提供する目的で設立された唯一の機関であり、国土交通省、47都道府県等の地方公共団体及び旧道路関係公団と委託契約を締結しており、他に当該業務を委託できる機関はない。 本委託は、県管理の国道道の工事や災害、異常気象による交通規制状況を、リアルタイムに収集し発信する業務である。	第167条の2 第1項第2号

平成24年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名: 土木部

H25.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
20	土木部	道路維持課	H24.4.2	平成24年度工事図書・完成図書登録保管業務委託	12,705,000	(財)長崎県建設技術研究センター 理事長 中村 正	本業務は、将来に渡って効率的に良好な道路の維持管理を行うため、道路・街路事業で年間に完成予定の約500箇所において、図面や工事写真などの施工管理資料を電子データとして一元的に整理保存し、情報の共有化を図るものである。大量のデータを一元的に管理するには、継続的な保守管理が必要である。(財)長崎県建設技術研究センターは、システムの保守管理ができる技術者を常時配置し、日常のメンテナンスと長期にわたる継続性・確実性を確保し、必要なときに速やかに道路管理者に資料を提供できる唯一の機関である。	第167条の2 第1項 第2号
21	土木部	道路維持課	H24.5.28	平成24年度長崎県重点維持管理橋梁点検支援業務委託	18,045,300	(財)長崎県建設技術研究センター 理事長 中村 正	本業務は、県管理の道路橋のうち、迂回路確保が困難な長大橋や特殊構造の橋梁26橋について、毎年詳細な点検を実施するものである。 この業務を実施するには、離島架橋等の長大橋梁で設計・施工・詳細点検のうちいずれかの経験を有する高度な専門技術が必要であるが、県内では(財)長崎県建設技術センターのみが当該経験を有する高度な専門技術者を配置し、確実に業務を遂行できる機関である。	第167条の2 第1項 第2号
22	土木部	道路維持課	H24.5.28	平成24年度長崎県橋梁概略点検、防災点検支援業務委託	9,562,350	(財)長崎県建設技術研究センター 理事長 中村 正	本業務は、県管理及び道路沿いの災害危険箇所について、各維持管理計画に基づき点検を実施する業務である。また、経験豊かな県職員OBボランティアを活用したモデル事業に位置づけられており、若年技術者への技術の伝承を図る研修の一環でもある。 この業務を実施するには、民間へ再就職したOBボランティアの協力が必要であるが、県内では(財)長崎県建設技術研究センターのみがOBボランティアの参加できる機関である。	第167条の2 第1項 第2号

平成24年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名: 土木部

H25.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
23	土木部	道路維持課	H24.8.29	24単起災防第1101-5号 耐候性鋼橋梁の健全度評価法に関する調査検討業務委託	4,284,000	東京都台東区台東1-6-4 (一財)土木研究センター 理事長 中村 亮	<p>本業務は、耐候性鋼材を使用した橋梁の健全性を評価するものである。</p> <p>本業務の遂行にあたっては、耐候性鋼材に関して、幅広い見識と先進的技術が必要である。今年度は平成23年度に設置したワッペン試験用の試験片を1年経過後に分析し、現地での板厚調査結果と合わせて、将来にわたって母材の減耗量を予測し橋梁の健全性の評価を行うものである。</p> <p>このワッペン試験は公的研究機関での実績を除くと、土木研究センター以外のコンサルタントによる実績はない。信頼性ある試験を行うためには経験とノウハウが必要である。また、平成23年度に実施した調査と今年度の業務は一連の業務であるため同一業者による同一の視点による解析と検討が必要である。</p> <p>以上より、財団法人土木研究センター以外には本業務を確実に実施できる建設コンサルタントはいないため、土木研究センターと随意契約を行うものである。</p>	第167条の2 第1項 第2号
24	土木部	港湾課	H24.4.2	平成24年度上五島空港管理業務委託	4,500,000	南松浦郡新上五島町青方郷 1585-1 新上五島町 町長 井上 俊明	<p>地元町より定期航空路線廃止後の空港の存続要望があり、県は空港の維持管理経費に係る地元町の応分の負担を条件に協定書を締結し、県営空港としての存続を決定した。</p> <p>空港を県と町との共同で管理運営することにより、消防等に要する人件費をはじめとした維持管理経費の縮減が図られ、効率的な管理運営を実現することができる。</p> <p>このため町との随意契約を行う。</p>	第167条の2 第1項 第2号

平成24年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名: 土木部

H25.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
25	土木部	港湾課	H24.4.2	平成24年度小値賀 空港管理業務委託	4,500,000	北松浦郡小値賀町笛吹郷 2376 - 1 小値賀町 町長 西 浩三	地元町より定期航空路線廃止後の空港の存続要望があり、県は空港の維持管理経費に係る地元町の応分の負担を条件に協定書を締結し、県営空港としての存続を決定した。 空港を県と町との共同で管理運営することにより、消防等に要する人件費をはじめとした維持管理経費の縮減が図られ、効率的な管理運営を実現することができる。 このため町との随意契約を行う。	第167条の2 第1項 第2号
26	土木部	港湾課	H24.4.2	上五島空港照明施設 維持管理業務委託	1,039,500	長崎県南松浦郡新上五島町 有川郷2780番 (株)九電工 有川営業所 所長 平瀬 博	本業務の内容は、飛行場灯火システムの日常点検、機能低下を未然に防ぐ処置、障害発生時の速やかな原因究明と応急復旧からなる。飛行場灯火は航空機の安全で円滑な運航に欠かせないものである。このため、技術力と経験を有し、飛行場灯火システム全体を把握している者しか行えない。また、電気工事士を365日、必要に応じて夜間も招集可能な島内業者に限定される。これらのことから現在、業務を実施できる者は1者しかいない。今後、業界に対し業務内容の周知や意見交換などを行い、平成25年度からは一般競争入札とする予定。	第167条の2 第1項 第2号
27	土木部	港湾課	H24.4.2	小値賀空港照明施設 維持管理業務委託	945,000	長崎県南松浦郡新上五島町 有川郷2780番 (株)九電工 有川営業所 所長 平瀬 博	本業務の内容は、飛行場灯火システムの日常点検、機能低下を未然に防ぐ処置、障害発生時の速やかな原因究明と応急復旧からなる。飛行場灯火は航空機の安全で円滑な運航に欠かせないものである。このため、技術力と経験を有し、飛行場灯火システム全体を把握している者しか行えない。また、電気工事士を365日、必要に応じて夜間も招集可能な島内業者に限定される。これらのことから現在、業務を実施できる者は1者しかいない。今後、業界に対し業務内容の周知や意見交換などを行い、平成25年度からは一般競争入札とする予定。	第167条の2 第1項 第2号



平成24年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名: 土木部

H25.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
28	土木部	港湾課	H24.4.2	県有財産貸付契約 (長崎港小ヶ倉上屋敷地)	4,383,094	長崎市国分町3-30 長崎県長崎振興局 長崎港湾漁港事務所	長崎港小ヶ倉上屋の敷地を借り上げるための契約であり、契約相手が長崎港湾漁港事務所(企業会計)に特定されるため。	第167条の2 第1項 第2号
29	土木部	港湾課	H24.8.30	平成24年度長崎県 港湾漁港施設点検支 援業務委託	3,068,100	大村市池田2丁目1311番3 財団法人 長崎県建設技術 研究センター 理事長 中村 正	本業務は、港湾・漁港施設について、各維持管理計画に基づき点検を実施する業務であると共に、経験豊かな県職員OBボランティアを活用し、若年技術者へ施設の健全度等の見極めポイント等の技術伝承を図る研修の一環でもある。 この業務を実施するには、民間へ再就職したOBボランティアの協力が必要であるが、県内では(財)長崎県建設技術研究センターのみがOBボランティアの参加できる機関である。	第167条の2 第1項 第2号
30	土木部	河川課	H24.4.2	川谷堰堤テンダー ゲート管理業務	単価契約	佐世保市八幡町4番8号 佐世保市水道事業及び下 水道事業管理者	川谷堰堤は佐世保市の管理堰堤であり、テンダーゲート及びこれに付随する諸機械及び施設は長崎県が所有し、川谷堰堤に設置しているものである。 テンダーゲート等の操作は、長崎県が所管する治水に係る業務のためであり、佐世保市水道局川谷ダム操作規程に基づき操作が行われる。 以上のことから契約の相手方は佐世保市に特定され、競争入札に適さない。	第167条の2 第1項第2号

平成24年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名: 土木部

H25.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
31	土木部	河川課	H24.4.2	中山西川河川改修 工事に伴う長崎本 線肥前長田・東諫 早間97K510M付近 中山西川橋梁新設 工事に関する協定	168,000,000	九州旅客鉄道(株)	本業務は、中山西川河川改修事業に伴い鉄道橋梁工事を行うものであるが、工事の対象となる鉄道橋の施設管理者は九州旅客鉄道株式会社である。 工事を実施するうえで、列車の営業運転を行っている鉄道事業用地内への立入りが必要であり、列車の安全運行確保の観点等から、施工条件を決定する権限が九州旅客鉄道株式会社にある。 以上を考慮すると九州旅客鉄道株のみが唯一の委託できる相手方である。	第167条の2 第1項第2号
32	土木部	河川課	H24.12.20	山田川河川改修工 事に伴う山田船津 鉄橋改築工事に關 する設計等委託協 定	54,075,000	島原市弁天町7385-1 島原鉄道株式会社 代表取締役 本田 哲士	本業務は、山田川河川改修事業に伴う鉄道橋改築工事に先立ち鉄道橋梁の設計等を実施するものである。改築工事の対象となる鉄道橋の施設管理者は島原鉄道株式会社である。路線は単線であり、当該橋梁に近接して吾妻駅や踏切等がある。設計等の業務を実施するうえで、現地調査等で鉄道の営業運転を行っている鉄道事業用地内への立入りが必要であり、鉄道の運行の安全運行確保の観点等から、鉄道橋改築の施行条件を決定する権限が島原鉄道株式会社にある。 以上を考慮すると島原鉄道株式会社のみが唯一の委託できる相手方である。	第167条の2 第1項第2号
33	土木部	建築課	H24.4.2	宅地建物取引業免 許事務等電算処理 業務委託	1,244,000	東京都港区虎ノ門3-8-21 財団法人 不動産適正取 引推進機構 理事長 板倉 英則	財団法人 不動産適正取引推進機構は、国及び47都道府県の宅地建物取引業務等に関する電算処理業務を行っている唯一の団体であるため、機構の全国総会で決められた単価を採用している。	第167条の2 第1項第2号
34	土木部	建築課	H24.4.1	建築共用データ ベースシステム(台 帳・帳簿登録シス テム閲覧システム)利 用契約	3,659,000	東京都新宿区神楽坂一丁 目15番地 一般財団法人 建築行政 情報センター 理事長 松野 仁	指定確認検査機関や、建築士、建築士事務所の指導監督、違反建築物対策や既存建築物に係る各種定期報告・事故対応など建築行政の的確化、迅速化のためには各機関をネット回線で接続した共通のシステムが必要であり、ほかにこのようなシステムを開発しているものはいないため、全国総会で決められた単価を採用している。	第167条の2 第1項第2号

平成24年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名: 土木部

H25.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
35	土木部	建築課	H24.4.1	平成24年度構造計算適合性判定業務	単価契約	東京都新宿区新宿二丁目1番2号 株式会社 建築構造センター 代表取締役 田野邊 幸裕	国から建築確認審査の円滑化の観点から複数の機関を指定しよう通知がある。 4機関は、県の指定基準により審査を経て指定している。 上記、の理由により、指定した全ての機関で適合性判定を行えるようにするための契約であるので、性質又は目的が競争入札に適さないため。	第167条の2 第1項第2号
36	土木部	建築課	H24.4.1	平成24年度構造計算適合性判定業務	単価契約	東京都港区赤坂八丁目5番26号 日本ERI株式会社 代表取締役 中澤 芳樹	国から建築確認審査の円滑化の観点から複数の機関を指定しよう通知がある。 4機関は、県の指定基準により審査を経て指定している。 上記、の理由により、指定した全ての機関で適合性判定を行えるようにするための契約であるので、性質又は目的が競争入札に適さないため。	第167条の2 第1項第2号
37	土木部	建築課	H24.4.1	平成24年度構造計算適合性判定業務	単価契約	東京都千代田区神田六丁目1番8号 一般財団法人 日本建築センター 理事長 松野 仁	国から建築確認審査の円滑化の観点から複数の機関を指定しよう通知がある。 4機関は、県の指定基準により審査を経て指定している。 上記、の理由により、指定した全ての機関で適合性判定を行えるようにするための契約であるので、性質又は目的が競争入札に適さないため。	第167条の2 第1項第2号
38	土木部	建築課	H24.4.1	平成24年度構造計算適合性判定業務	単価契約	大阪府大阪市中央区北浜三丁目7番12号 株式会社 国際確認検査センター 代表取締役 山田 耕藏	国から建築確認審査の円滑化の観点から複数の機関を指定しよう通知がある。 4機関は、県の指定基準により審査を経て指定している。 上記、の理由により、指定した全ての機関で適合性判定を行えるようにするための契約であるので、性質又は目的が競争入札に適さないため。	第167条の2 第1項第2号

平成24年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名: 土木部

H25.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
39	土木部	住宅課	H24.4.2	県営住宅管理システム維持管理及び運用業務委託	4,725,000	長崎市恵美須町4-5 NBC情報システム株式会社 代表取締役 平井 健司	<p>本システムは、県営住宅及び駐車場の管理を行うものであるが、特に、中心となる家賃計算は制度が極めて複雑であり、従って、システムも膨大、複雑なものとなっており、初めてシステムに携わる者が短期間で全容を把握するのは不可能である。</p> <p>システムは県及び指定管理者が毎日使用しており、業務処理のため、また入居者に迷惑を及ぼさないためにも、障害発生時、制度変更時に的確・迅速に対応する必要があるが、そうした対応ができるのは、当初開発以後これまで長年維持管理してきた相手方以外にはいない。</p> <p>なお、現在新システムを情報政策課で開発中であり、平成24年度中に移行する予定となっているが、新システムになってからの維持管理の契約方法は、情報政策課所管の他システムについてもまだ未定であり、情報政策課と協議して決定したい。</p>	第167条の2 第1項 第2号
40	土木部	住宅課	H24.4.13	平成24年度県営住宅火災共済掛金	18,848,083	東京都港区虎ノ門2-3-17 (社)全国公営住宅火災共済機構 理事長 河原 広二	<p>相手方は、地方自治法第263条の2に基づく委託を受けて相互救済事業を行っている公益法人であり、掛金率も民間の損害保険会社に比べて安価であり、また、火災等損害が生じた場合、本共済により復旧費を全額カバーできるうえ、消火器や火災警報機の設置等住宅防火施設を整備する際にも補助事業も利用できるため。</p>	第167条の2 第1項 第2号